

令和8年2月13日		
資料提供		
担当課	教育委員会	総務課 吉村(内3668 直通TEL073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和8年1月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(内匿名)
県民等	6(4)
職員等	3(1)
計	9(5)

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	8
郵便・FAX	1
その他	
計	9

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある県立学校で、生徒への貸与物の管理について、生徒及び保護者に対する説明等の対応が適切ではなかった。	調査の結果、事実が認められたため、保護者及び生徒に対して丁寧に対応するとともに、機器の管理体制を改善するよう管理職に指示した。
② ある中学校の学校給食の運用が不適切である。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、一部事実が認められたため、当該市町村教育委員会から管理職に指導したとの報告を受けた。
③ ある県立施設でのイベントの管理体制に問題がある。	調査の結果、通報の事実が認められたため、今後、管理体制を徹底するよう、県教育委員会から所属長に対して指導した。
④ ある県立学校の職員が交通法規を遵守していなかった。	調査の結果、一部通報の事実が認められたため、管理職から当該職員に対して厳重な指導を行った。
⑤ 過去に発表された教育委員会の懲戒処分に疑義がある。	処分については、すでに調査済の上、厳正に判断されたものであり、不受理とした。
⑥ ある所属の職員は、勤務時間中に任意団体の活動に従事している。また、その任意団体の物品販売の事務処理が法令違反である。	調査の結果、当該団体活動へ従事に関する適正な届が出されていた。また、任意団体の活動内容については、所管外のため、不受理とした。
⑦ ある県立学校の職員の懲戒処分が軽すぎる。また、校内で起きた不祥事を学校長が隠蔽している。	処分については、すでに調査済の上、厳正に判断されたものであり、不受理とした。また、隠蔽については、調査の結果、通報の事実は認められなかった。
⑧ ある中学校の職員が、過去に警察に虚偽報告をした疑いがある。	関係機関において対応が完了していることから、不受理とした。
⑨ ある県立学校の職員の勤務態度に問題がある。	調査の結果、一部通報の事実が認められたため、管理職から当該職員に対して指導を行った。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 4 ④⑥⑧⑨

(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの 5 ①②③⑤⑦

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。 調査結果が複数となったため、再掲した項目有り

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	2
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	2 ⑥⑦
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	5 ①②③④⑨
(3) 調査を継続中としたもの	
(4) 不受理としたもの	4 ⑤⑥⑦⑧

3 前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(12月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、以下のとおりです。

通 報 内 容		処 理 状 況
R7.12月①	ある中学校の管理職からパワーハラスメントを受けた。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、両者の関係改善を図るため、継続的に話し合いを行っているとの報告を受けた。
R7.12月⑤	ある県立学校の職員の勤務態度に問題がある。	調査の結果、通報にあった事実は認められなかった。
R7.12月⑥	ある中学校の管理職が学校の備品を私的に使用している。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、不適切な管理が認められたため、当該市町村教育委員会から管理職に指導したとの報告を受けた。